



ケアプランの作成

要介護 1～5

介護が必要とされる方
介護保険の介護サービスを利用できます。

ケアプランの作成 《ケアマネジメント》

居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、利用者の希望や状態に応じたケアプランを作成します。利用者はケアプランに基づいて介護サービス事業者が提供するサービスを利用します。

施設に入所の場合

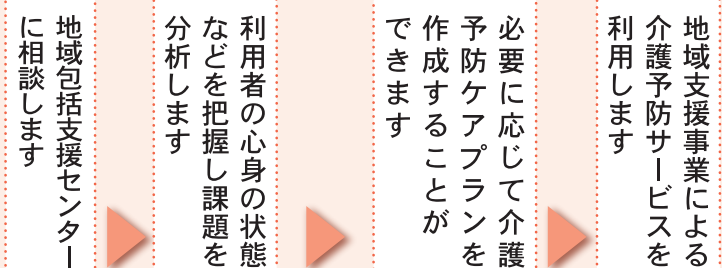
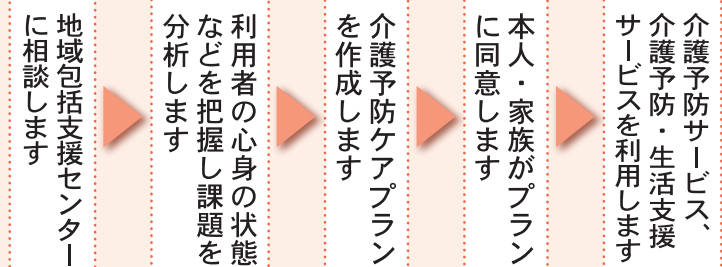
介護保険施設に入所する場合は、その施設内でケアプランを作成することになります。



介護予防ケアプランの作成 《ケアマネジメント》

原則として地域包括支援センターが、利用者の状況に合った介護予防ケアプランを作成し、それに基づいて介護予防サービスを利用します。

★介護予防サービス利用の流れ



要支援 1・2

支援が必要とされる方
介護保健の介護予防サービスや介護予防・生活支援サービスを利用できます。

非該当

介護や支援が必要となるおそれが高い方
小樽市が行う地域支援事業を利用できます。



利用できるサービス

介護サービス (介護給付)

6～12ページを御覧ください。



居宅サービス

- 訪問サービス
 - ・訪問介護 (ホームヘルプサービス)
 - ・訪問入浴介護
 - ・訪問看護
 - ・訪問リハビリテーション
 - ・居宅療養管理指導
- 通所サービス
 - ・通所介護 (デイサービス)
 - ・通所リハビリテーション (デイケア)

短期入所サービス

- ・短期入所生活介護 (ショートステイ)
- ・短期入所療養介護 (ショートステイ)

その他

- ・特定施設入居者生活介護
- ・福祉用具購入費の支給
- ・福祉用具の貸与
- ・住宅改修費の支給
- ・居宅介護支援

施設サービス

- ・介護老人福祉施設 (原則要介護3～5)
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・介護医療院

地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を支えるためのサービスです。

- ・夜間対応型訪問介護
- ・地域密着型通所介護 (デイサービス)
- ・認知症対応型通所介護
- ・認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (原則要介護3～5)

介護予防サービス (予防給付)

9～10ページを御覧ください。

居宅サービス

- 訪問サービス
 - ・介護予防訪問入浴介護
 - ・介護予防訪問看護
 - ・介護予防訪問リハビリテーション
 - ・介護予防居宅療養管理指導
- 通所サービス
 - ・介護予防通所リハビリテーション (デイケア)
- 短期入所サービス
 - ・介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)
 - ・介護予防短期入所療養介護 (ショートステイ)

その他

- ・介護予防特定施設入居者生活介護
- ・介護予防福祉用具購入費の支給
- ・介護予防福祉用具の貸与
- ・介護予防住宅改修費の支給
- ・介護予防支援

通所サービスについては…

- 運動器の機能向上
- 栄養改善
- 口腔機能の向上などを選択して受けられます。

地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を支えるためのサービスです。

- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防・生活支援サービス (総合事業)

15ページを御覧ください。

- 訪問型サービス
- 通所型サービス

地域支援事業による介護予防サービス

17～20ページを御覧ください。

- 地域版介護予防教室
- シニアからだづくり教室
- 認知症予防教室 ……など